

# 令和6年度我孫子市地域防災計画の修正の概要について

【我孫子市市民危機管理対策会議】

## 1. 計画見直しの背景

「我孫子市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、「我孫子市市民危機管理対策会議」が策定する、災害対策全般にわたる基本的な計画である。

本計画では、市内における地震や風水害等に対して、我孫子市及び防災関係機関が有する全機能を有効に発揮し、災害の予防並びに応急対策、復旧・復興対策を円滑に実施することにより、市民の生命・身体および財産を守り、被害を最小限に抑えることを目的として策定している。

「我孫子市地域防災計画」は、策定以来多くの見直しを経ており、近年では平成30年度に、国の防災基本計画や関係法令の改正、千葉県地域防災計画の修正内容を踏まえた修正、大規模災害時の応援受入体制の整備や、熊本地震等の災害を教訓とした災害対策の強化の中でも、特に避難所運営の改善、適切な避難行動を促す情報伝達、効率的な庁内体制の構築、防災備蓄倉庫の体系的整備等の見直しを中心に、実効性の伴う計画となるよう、内容の充実を図った。

また、前回の令和3年度の修正では、災害対策基本法の改正や、令和元年房総半島台風による県内の被害に基づく千葉県地域防災計画の修正内容の反映、避難所における新型コロナウイルス感染症対策、新たな避難情報や発令基準の見直し、災害時に他自治体や民間機関を受け入れる受援計画、実態に合わせた庁内体制の強化、避難所の災害種別ごとの開設順位や運営内容及び大規模停電対策等の見直し等を中心に見直しを行った。

今回の修正では、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」の指定に基づく推進計画の策定、千葉県地域防災計画の修正内容の反映、新たな土砂災害警戒区域指定に基づく緊急避難場所の変更や警戒避難体制の整備、救護所の設置場所及び医療救護活動体制の強化、広域的に断水した場合の拠点給水や貯水タンクの使用などの対策、安否不明者の氏名等公表による救助活動の強化、流域治水の推進等による水害予防対策の整備などを中心に、前回の修正項目等をさらに精査していくことで、さらなる減災対策を進めていくために、見直しを行なったものである。

## 2. 見直しの方向性(項目)

### (1)避難対策の強化

- ・避難所における感染症対策
- ・新たな土砂災害警戒区域指定に基づく緊急避難場所の変更
- ・在宅避難の定義づけ等を踏まえた、安全で適切な避難行動の明確化
- ・新たな要配慮者利用施設等の指定(水防法第15条に準拠)
- ・災害種別ごとに開設する避難所の整理及び避難所運営の改善

### (2)庁内体制の強化

- ・庁内の災害時事務分掌の見直し

- ・実態に合わせた組織編制及び避難所運営体制の構築
- ・福祉避難所の運営マニュアルの整備強化及び運営体制の構築
- ・業務継続計画及び各課災害行動マニュアルの整備強化

### (3) 応急復旧対策の充実

- ・避難行動要支援者の個別避難計画の整備
- ・公助、共助、自助それぞれの役割や対策の強化
- ・個人や家庭における備蓄の推進
- ・土砂災害への警戒及び対応体制の整備
- ・救護所の設置場所及び避難所での医療救護活動の見直し
- ・広域的に断水した場合の水源及びトイレ設備等の対策強化
- ・緊急輸送道路の追加及び変更
- ・安否不明者の氏名等公表による救助活動の強化

### (4) その他の前回修正からの見直し

- ・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」の指定に基づく推進計画の策定
- ・千葉県地域防災計画修正内容の反映
- ・避難所及び福祉避難所運営訓練を含む防災訓練のあり方を見直し
- ・緊急避難場所及び避難所の指定条件の見直し
- ・土砂災害防止法の改正による対策や新たな指定
- ・盛土による災害の防止に向けた対応強化
- ・利根川の危険水位等の基準水位の変更
- ・法改正や組織改編に伴う名称変更などの文言整理
- ・過去の修正履歴や風水害履歴の更新

## 3. 主な修正事項

### (1) 避難対策の強化

①千葉県による新たな土砂災害警戒区域の指定に伴い、区域指定された緊急避難場所の指定を解除し、また指定条件についても改善を図る。(整理)

- 地震対策編 第2章 災害予防計画 第5節 防災拠点施設の整備 P43
- 資料編 4-1 指定緊急避難場所一覧 P325

②災害時に開設する避難所について、災害種別ごとに開設順位を整理し、また避難所の指定条件や感染症対策なども含めて避難所運営を改善する。(整理)

- 地震対策編 第2章 災害予防計画 第5節 防災拠点施設の整備 P44
- 地震対策編 第3章 災害応急対策計画 第8節 避難 P110

■風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第8節 避難 P232

- ③避難所運営における市職員の体制について、実態に合わせてあらかじめ職員を指名し、災害時に即応できるよう体制を構築する。(整理)

■地震対策編 第3章 災害応急対策計画 第8節 避難 P110

■風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第8節 避難 P232

- ④千葉県地域防災計画に基づき、指定避難所以外で避難（在宅避難など）をする方の定義や類型を明確にし、市が指定避難所以外に避難をしている方に対して、円滑に広報や情報収集を行い、食料の提供や健康指導などを実施する体制を整備する。(整理・拡充)

■地震対策編 第3章 災害応急対策計画 第8節 避難 P114

- ⑤災害時に市が指定した避難場所以外に、住民の方が自主的に避難する場所（車中泊や地域の集会施設）を開放する場合の条件や対象地を明記する。(拡充)

■地震対策編 第3章 災害応急対策計画 第8節 避難 P114

- ⑥要配慮者が介助等により避難生活を行う福祉避難所を開設・運営するため、「我孫子市福祉避難所設置基準及び開設・運営マニュアル」を整備する。(拡充)

■地震対策編 第3章 災害応急対策計画 第17節 要配慮者への対応 P156

- ⑦水防法及び土砂法に基づく要配慮者利用施設について新たに指定する。(水防法及び土砂法に準拠、拡充)

■風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 水害予防対策 P199

■資料編5-7 要配慮者利用施設 P348

## (2) 庁内体制の強化

- ①災害発生後に市役所の業務を継続して行うため、「我孫子市災害時業務継続計画」や、各課ごとの災害対応業務を定めた「我孫子市災害対策マニュアル」について、引き続き整備を図る。(整理、拡充)

■地震対策編 第2章 災害予防計画 第6節 応急活動体制の整備 P46

- ②千葉県地域防災計画の修正に基づき、災害の発生現場において関係機関の活動を円滑に調整する必要がある場合に、現地対策本部や合同調整所を配備できるよう体制を強化する。(拡充)

- 地震対策編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 P69
- 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 P212

③前回修正後の組織変更への対応や、各課が現実的な災害への対応ができるよう、庁内事務分掌を見直す。(整理)

- 地震対策編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 P71
- 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 P213

④「我孫子市福祉避難所設置基準及び開設・運営マニュアル」の整備に伴い、福祉避難所の運営にあたる職員体制を構築する。(拡充)

- 地震対策編 第3章 災害応急対策計画 第17節 要配慮者への対応 P157

### (3) 応急復旧体制の充実

①災害の発生後に地域防災力の向上により減災を図るため、個人や家庭など、自助によるローリングストック(循環備蓄)の更なる推進を図る。(整理)

- 総論編 第4節 地域防災力の向上 P15

②災害時に、住民に対して円滑に情報を伝達する体制を整備すると共に、新たな通信手段についても検討する。(整理、拡充)

- 地震対策編 第2章 災害予防計画 第6節 応急活動体制の整備 P47

③災害時に自力での避難が困難な避難行動要支援者の名簿を作成し、要配慮者一人ひとりの個別避難計画を整備し、要配慮者の安全な避難体制を構築する。(整理)

- 地震対策編 第2章 災害予防計画 第9節 要配慮者の安全確保体制の整備 P61

④災害発生後の医療救護体制の構築のため、救護所の設置場所や救護本部の活動体制、避難所での救護活動の体制強化などの見直しを図る。(整理)

- 地震対策編 第3章 災害応急対策計画 第9節 応急医療救護 P117

⑤災害発生後に優先的に応急復旧措置や安全確保を行う緊急輸送道路について、新たな道路の追加や変更を図り、迅速な応急復旧活動ができるよう整備する。(整理)

■地震対策編 第3章 災害応急対策計画 第11節 ライフライン施設等の応急対策 P132

■資料編 4-4 我孫子市内の緊急輸送道路一覧 P328

⑥能登半島地震などでの教訓をもとに、水の供給が停止した場合の、拠点給水の方法の整理や組立式貯水タンクの使用など、広域的な断水に備えた給水体制の整備を図る。(整理)

■地震対策編 第3章 災害応急対策計画 第12節 生活救援対策 P135

⑦千葉県地域防災計画に基づき、安否不明者の迅速な救出・救助に繋げるため、氏名等の情報の公表方法を明確にすることで、救助活動の強化を図る。(新規、整理)

■地震対策編 第3章 災害応急対策計画 第13節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬 P140

⑧災害発生後の復旧や復興に活動する災害ボランティアの登録や管理を行う、我孫子市災害ボランティアセンターについて、設置する社会福祉協議会の活動に対する支援や役割、市の負担について明確にし、円滑なボランティア活動の体制の整備を図る。(整理)

■地震対策編 第3章 災害応急対策計画 第18節 ボランティアへの対応 P160

⑨市内で発生した内水浸水などの被害を教訓に、河川の整備や流域治水の推進、雨水排水の管理などの整備を図り、水害予防対策の強化を図る。(整理、拡充)

■風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 水害予防対策 P198

#### (4)その他の前回修正時からの見直し

①避難所運営訓練や福祉避難所設置・開設・運営訓練の実施にあたり、訓練目的や方法、対象者などを明確にし、訓練のあり方を見直す。(整理)

■地震対策編 第2章 災害予防計画 第1節 防災力の向上 P27

②大規模盛土造成地の事前の周知や対策、被害が発生した場合の応急的に対応する体制について整備を図る。(整理)

■地震対策編 第2章 災害予防計画 第3節 地盤災害の防止 P36

■地震対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 P79

③「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」の指定に基づく推進計画の策定を行う。(新規)

■地震対策編 第4章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 P183

④千葉県による新たな土砂災害警戒区域の指定に伴い、ハザードマップ等による区域や警戒避難体制の周知を図ると共に、新たに指定された区域を明記する。(拡充、新規)

■風水害対策編 第2章 災害予防計画 第3節 土砂災害・風害等予防対策 P200

■資料編 5-3 土砂災害警戒区域指定地一覧 P343

⑤災害対策基本法や防災基本計画等の改正、組織改編に伴う名称変更などの文言整理を行う(整理)

⑥千葉県地域防災計画の修正内容を反映した文言整理を行う(整理)